

③ 多額な借財の判定

41の4の2-3 措置法第41条の4の2第1項に規定する「組合事業に係る多額の借財」に該当するかどうかは、組合事業に係る当該借財の額、当該借財が組合事業に係る財産及び経常利益等に占める割合、当該借財の目的並びにその組合事業における従来の取扱いの状況等を総合的に勘案して判定する。

任意組合契約等の組合事業に係る「借財」が措置法第41条の4の2第1項(措令26の6の2②)に規定する「多額の借財」に該当するか否かは、当該借財の額だけではなく、当該借財が当該組合の総資産及び経常利益等に占める割合や、その借財の目的といった個々の組合の事情等によって異なってくるものである。

本通達は、「多額の借財」に該当するか否かを判断するに当たり、一律の基準を設けることは適当ではなく、その判断は、当該借財の額、当該借財が当該組合の総資産及び経常利益等に占める割合、当該借財の目的などの事情を考慮して総合的に行うことになることを明らかにしたものである。

(参考) 東京地裁平成9年3月17日判決

「商法二六〇条二項二号に規定する多額の借財に該当するか否かについては、当該借財の額、その会社の総資産及び経常利益等に占める割合、当該借財の目的及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断されるべきである。」